

（ 令 1 . 8 . 2 7  
総 2 4 - 4 ）

# 説 明 資 料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

令和元年 8 月 27 日（火）

納税環境整備に関する専門家会合

座長 岡村 忠生

# 目次

○ 今後の納税環境整備の方向性について	3
・経済社会の変化と今後の納税環境整備の方向性(案)①	4
・経済社会の変化と今後の納税環境整備の方向性(案)②	5
○ 税務関係手続の電子化(令和元年8月21日専門家会合 財務省・国税庁・総務省資料抜粋)	6
・税務手続のデジタル化(個人の皆様向け)	7
・税務手続のデジタル化(法人の皆様向け)	10
・電子帳簿保存法における国税関係帳簿書類の保存の種類	11
・成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)(抄)	12
・ICT化の進展(データの適正性を担保する仕組み)	13
・電子取引の推進(データの授受や活用方法の多様化への対応)	14
・電子帳簿保存の推進(取引データと帳簿・申告データの連携)(イメージ)	15
・キャッシュレス納付の推進に向けた今後の取組	16
・eLTAX(エルタックス)について	17
・地方税共通納税システムの導入	18
・地方税共通納税システムにおける主な導入メリット	19
・ICTによる収納手段の多様化	20
○ 経済取引の国際化・多様化を踏まえた適正・公平な課税の実現(令和元年8月21日専門家会合 財務省・国税庁資料抜粋)	21
・適正申告を担保するための仕組み(税務調査の流れと関連する主な制度)	22
・調査・徴収の効率化・高度化のイメージ	23
・情報収集の拡大	24
・複雑困難事案への対応(新しい経済取引への対応等)	26
○ 専門家会合でいただいた主なご意見	27
・専門家会合でいただいた主なご意見	28
・納税環境整備に関する専門家会合	33

# 今後の納税環境整備の方向性について

# 経済社会の変化と今後の納税環境整備の方向性(案)①

平成31年4月24日  
政府税調「説明資料」

## 経済社会の環境変化等

### ICT化

○デジタル・トランスフォーメーション\*の世界的な拡大 \* デジタルを前提としたビジネス転換・組織改革等

○企業等が保有するデータの増大、クラウドやAPIの活用によるデータ連携の普及

○データ処理の高速化、AIの発展

○スマートフォンやタブレット型端末の普及

### 多様化 国際化

○働き方の多様化等による確定申告者数の増加

○金の密輸等の不正事案の増加

○国境を越えた取引の増大や企業のビジネスモデルの多様化



## 今後の納税環境整備に当たっての基本的な方向性(案)

- これまでの審議や取組状況、近年の国際的な議論の状況なども踏まえれば、今後の納税環境整備を進めるに当たっては、**申告納税制度の下、経済社会や税制自体の変化に的確に対応し、納税者及び税務当局を含む社会全体のコストを最小限に抑えつつ、納税者の自発的な納税義務の履行が適正かつ円滑に実現**できるよう、必要な制度上の措置等を講じていくことが重要。
- 具体的には、
  - (1)先進的な技術を活用して、**納税者の利便性の更なる向上**を図りつつ、
  - (2)同時に**取引や申告の段階から正確な手続**(誤りの未然防止)を行うことができるような仕組みを構築するとともに、
  - (3)税務当局による**事後的な対応(税務調査等)**についても、**経済社会の変化等に応じ、特に必要性の高い分野に的確に対応**することを後押しする、という方向を目指していくことが考えられるのではないか。

### 具体的な対応を検討するに当たっての視点(案)

○ 前記の基本的な方向性(案)を踏まえ、以下のような視点から、その実現に向けた具体的な制度上の対応等を検討していくこととしてはどうか。

#### ① 納税者のコンプライアンスコストの極小化

多様なデータや先進的な技術の活用により、普段の記帳・書類(データ)保存から申告・納付に至るまで、納税者の事務負担を極力抑制しつつ、円滑かつ正確(誤りの未然防止)に手続を行うことができる仕組みを構築する。

#### ② 納税者の予見可能性の向上

税務当局が納税者にとって広く参考となる情報を適時に提供することにより、申告前における納税者の予見可能性を確保し、誤りの未然防止と負担軽減を図る。

#### ③ 納税者の自主的な情報開示を促すための環境整備

申告誤りの未然防止や早期是正、及び、納税者の負担軽減を図る観点から、納税者が自ら税務当局に対して必要な情報を開示していくような環境を整える。

#### ④ 効率的かつ効果的な税務調査の実施

事後的な対応(税務調査等)については、経済社会や税制自体の変化等に応じ、特に必要性の高い分野・悪質な事案に的確・厳正な対応を行えるような環境を整備する。

# 税務関係手続の電子化

(令和元年8月21日専門家会合 財務省・国税庁・総務省資料抜粋)

# 税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）

## 【取組例①】スマートフォン・タブレットによる電子申告

【平成31年1月～】

- スマートフォンやタブレットから国税庁ホームページで提供している確定申告書の作成システムにアクセスすると、スマートフォンなどに最適化したデザインの画面（スマホ専用画面）が表示され、スマホ申告が利用可能となりました。
- スマホ申告でe-Taxを行うためには、税務署員との対面により本人確認を行った上で交付されたID・パスワードが必要です。

スマホ専用画面



●「スマホ専用画面」が利用可能な手続を、順次拡大します。【令和2年1月～】

【スマホ専用画面の利用対象者等】 ※下線部が30年分との変更点

項目	平成30年分	令和元年分
収入	給与所得（年末調整（年調）済1か所）	給与所得（年調済1か所、 <u>年調未済、2か所以上に対応</u> ） <u>公的年金等、その他雑所得、一時所得</u>
所得控除	医療費控除、寄附金控除	<u>全ての所得控除</u>
税額控除	政党等寄附金等特別控除	政党等寄附金等特別控除、 <u>災害減免額</u>
その他		<u>予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書（案内のみ）</u>

●マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォン（※）を使えば、マイナンバーカードの電子証明書を用いたe-Tax送信が可能になります。【令和2年1月～】

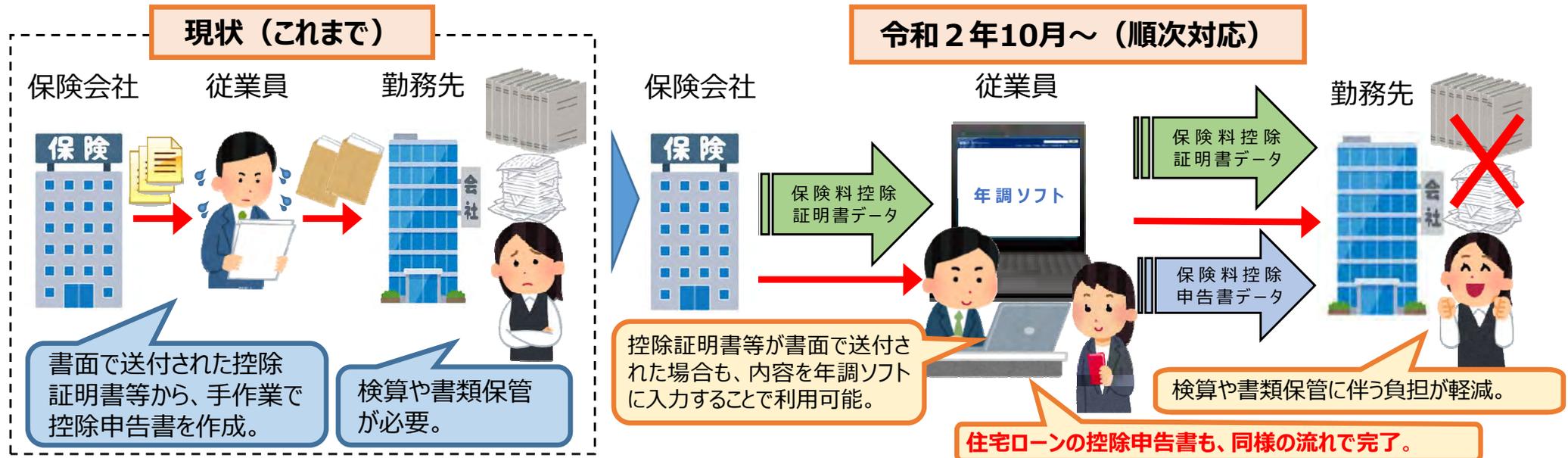
（※）マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン（Android端末のみ）は令和元年6月7日時点において71機種。

# 税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）

## 【取組例②】年末調整手続の簡便化

ICTの活用による年末調整手続の簡便化のため、**年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）**（※）を無料で提供します。  
【令和2年10月導入予定】

- 作成可能な年末調整関係書類は、①保険料控除申告書、②住宅借入金等特別控除申告書、③扶養控除等（異動）申告書、④配偶者控除等申告書。  
（注）上記申告書のほか、令和2年分以降の年末調整において追加される基礎控除申告書及び所得金額調整控除申告書についても対応予定。
  - 従業員は、国税庁ホームページから年調ソフトをダウンロードして利用可能（なお、勤務先がダウンロードした年調ソフトを従業員に配付して利用することも可能）。  
→ 上記の①、②については、従業員が、保険会社等から入手した控除証明書等のデータを年調ソフトに取り込めば、控除申告書の所定の項目に自動入力（簡便・正確に控除申告書データを作成）。  
→ 内容確認後、従業員はそのまま勤務先にオンライン提出可能。
- ※ 年調ソフトの仕様公開を通じ、民間ベンダー等が提供している給与システム等の開発も促進。

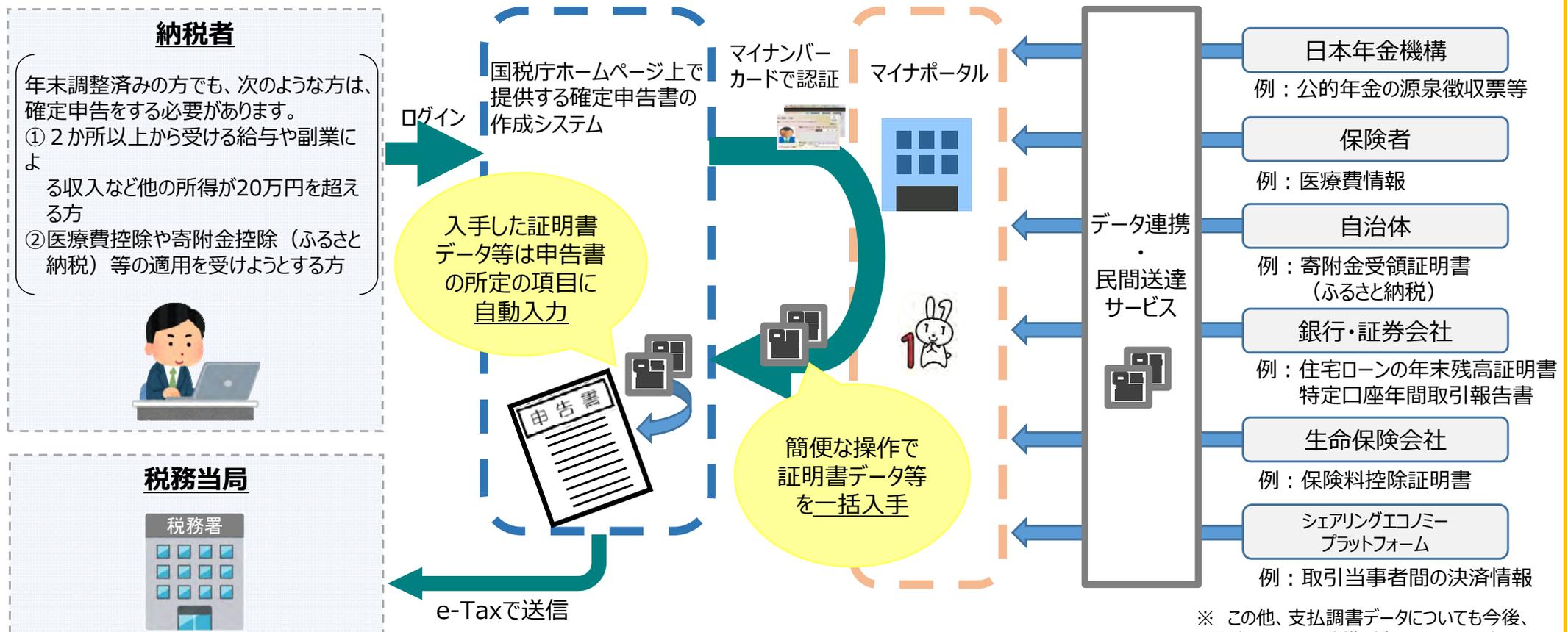


# 税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）

## 【取組例③】マイナポータルを活用した確定申告の簡便化のイメージ

確定申告に必要な控除証明書等の情報をマイナポータル経由で一括入手し、そのデータを確定申告書に自動入力できる仕組みの実現に向けた検討を行っています。

※ 仕組みの検討に当たっては、関係府省等と連携し、最新の各種セキュリティ対策の導入等、情報の取扱いに細心の注意を払います。



※ この他、支払調書データについても今後、可能なものから連携対象としていく予定。  
支払調書データについては、税理士が代理して扱うことができます。

（注）実施に当たっては、データ連携先機関等との所要の調整等が前提

# 税務手続のデジタル化（法人の皆様向け）

## 【取組例⑤】企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化

### ○ 法人設立オンライン・ワンストップ

これまで縦割り・バラバラだった手続をマイナポータルを活用してワンストップ化を実現。

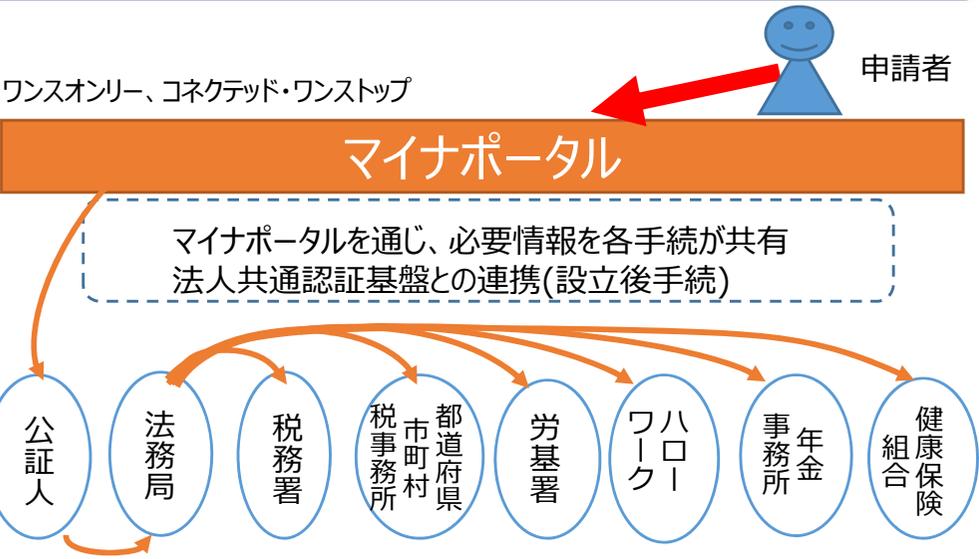
- 令和元年度中：設立後の手続についてワンストップサービスを開始。
- 令和2年度中：設立時の手続（定款認証・設立登記）も含めたワンストップサービスを開始。

### ○ 企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ

従業員の採用、退職等のライフイベントに伴う社会保険・税手続等について、令和2年11月頃から順次、マイナポータルのAPI※を活用したオンライン・ワンストップ化を開始する。

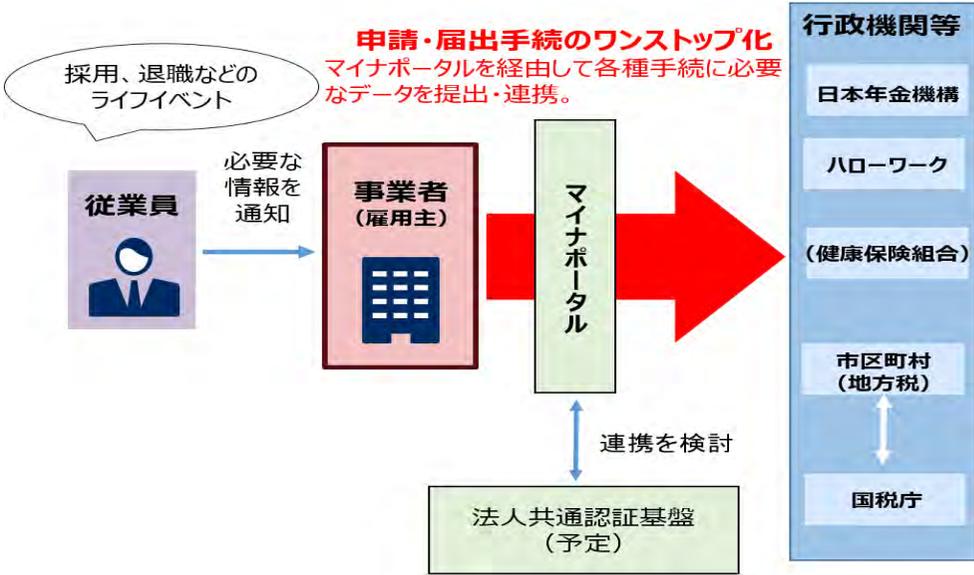
※API（Application Programming Interface）：プログラムの機能を他のプログラムでも利用できるようにするための規約。

### 法人設立オンライン・ワンストップ ＜今後目指すサービス＞



内閣府大臣官房番号制度担当室作成資料（一部抜粋）

### 企業が行う従業員のライフイベントに伴う 社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ ＜今後目指すべき令和2年度実現イメージ＞



内閣官房IT総合戦略室作成資料（一部抜粋）

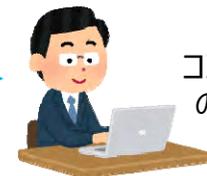
# 電子帳簿保存法における国税関係帳簿書類の保存の類型

## 自己が作成する書類

帳簿・決算関係書類

電子帳簿等保存  
(電帳法第4条第1項・第2項)

(電子的に保存する場合)  
税務署長の承認が必要



コンピュータ作成  
の帳簿に記帳

## 取引の相手方から受領する書類

請求書・領収書等

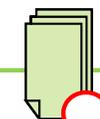
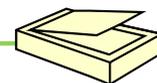
書面

スキャナ保存  
(電帳法第4条第3項)

税務署長の承認が必要



スキャン



タイムスタンプ



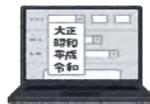
受領者  
(保存義務者)

電子データ

電子取引に係るデータ保存  
(電帳法第10条)

税務署長の承認は不要

発行者  
(取引相手)



電子請求書等



タイムスタンプ



受領者  
(保存義務者)

## I . Society5.0の実現

### 5. スマート公共サービス

#### (2) 新たに講ずべき具体的施策

##### i) 個人、法人による手続の自動化

#### ③ 税・社会保険手続の電子化・自動化

・事業者における経理・税務手続を電子化・自動化し、そのバックオフィスの効率化等を実現するため、中小企業のオンラインバンキングの利用促進や電子的な請求書、領収書の普及に向けた電子帳簿等保存制度の改善等を含めて、オンラインでの請求・支払・領収、関連する書類等の電子保存及び電子申告・納税の更なる推進とともに、中小企業のスマート化を促進するための課題や方策を検討し、2019年度中に結論を得る。

# ICT化の進展（データの適正性を担保する仕組み）

## 現行制度

電子的に受信した請求書等データの電子的な保存は、  
①データの受領後遅滞なくタイムスタンプ(※)を付すこと、又は  
②改ざん防止等のための事務処理規程を作成し運用すること が要件。  
⇒ これらの要件を満たさない場合、別途、書面等に出力して保存することが必要。  
※タイムスタンプ: 電子データがある時刻から改ざんされていないこと等を証明する仕組み。

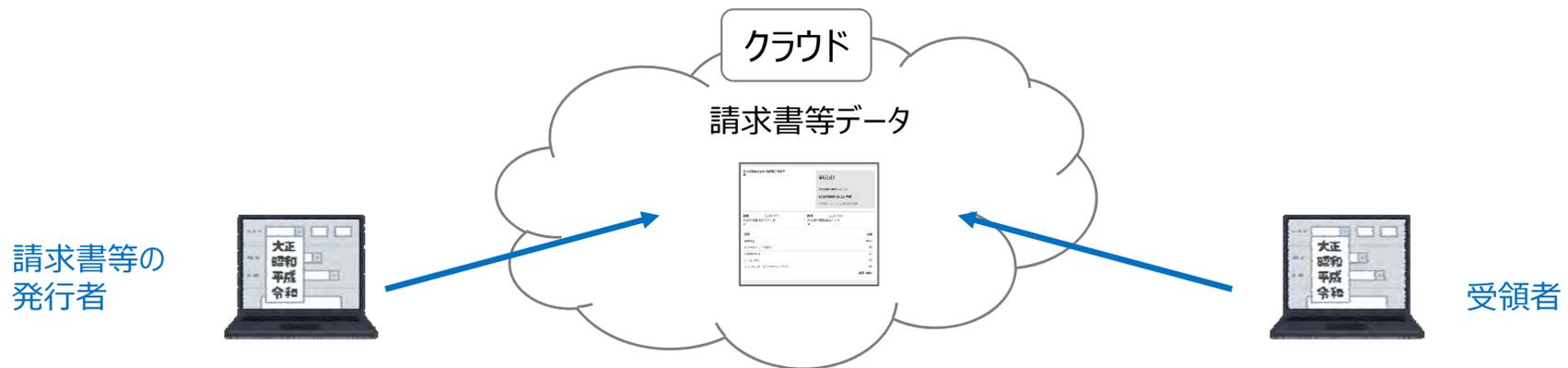
(イメージ)



(注)

- 紙で受領した請求書等のスキャン・データを保存する場合には、税務署長の承認を含む別の要件を満たす必要。
- 欧州では電子請求書等の発行者側法人が電子証明書(eシール)及びタイムスタンプを付す方式が利用されている。

## 現在提供されている電子請求書等の授受サービスの例



サービス提供業者が管理する、クラウド上の同一データを参照  
⇒ 利用者（発行者、受領者）による改ざんは事実上不可能

(注)

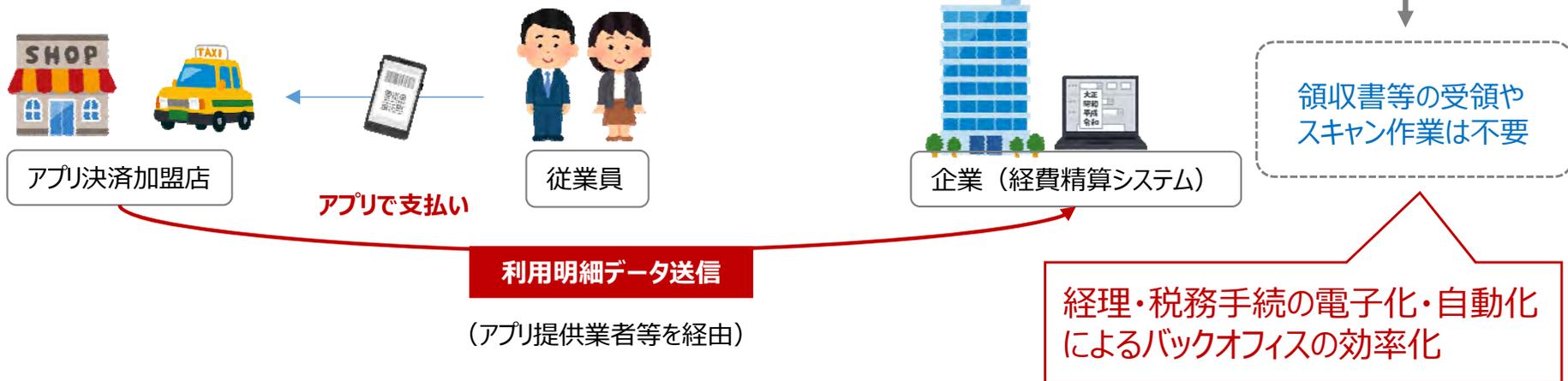
- 上記はあくまでサービスの一例。受領者側におけるデータの改変が可能なサービスもあり得るという点に留意が必要。

# 電子取引の推進（データの授受や活用方法の多様化への対応）

## 現状（書類ベースの経費精算）



## 電子データを活用した経費精算（例）



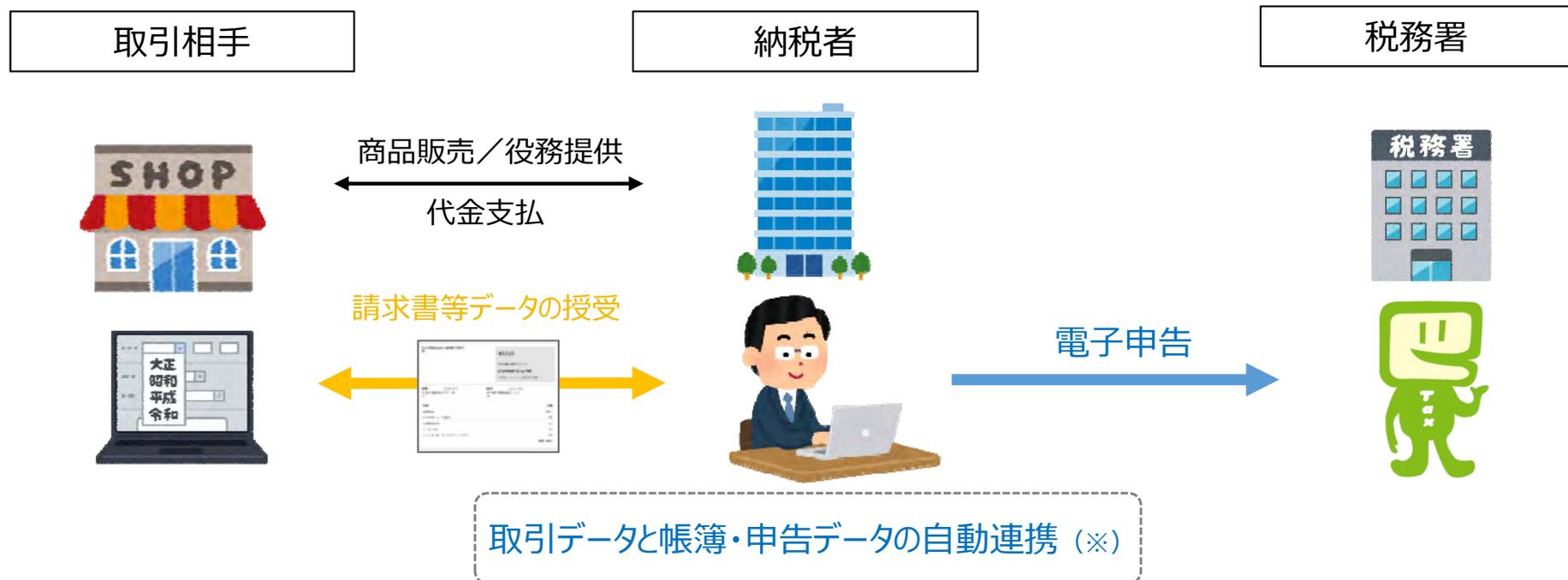
(参考) 現行制度(「電子取引」の定義)

「取引情報(取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。)の授受を電磁的方式により行う取引」をいう。(電子帳簿保存法2条6号)

⇒ 電子取引を行った場合、所定の方法(前頁「現行制度」参照)により、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存する必要。

## 電子帳簿保存の推進（取引データと帳簿・申告データの連携）（イメージ）

- 取引に係る請求書等データの授受の普及・促進（データの適正性を確保できるシステムを利用）
- 請求書等データを活用した経理・税務手続の電子化・自動化  
⇒ 帳簿に自動反映されたデータを申告書に自動反映し、電子申告を実施



事務負担の軽減（バックオフィスの効率化）  
及び簡便かつ正確な経理・税務手続の実現

※ 勘定科目の区分や経費該当性の判断に関する正確性を期するため、会計業務等は従来通り必要となる点に留意。

# キャッシュレス納付の推進に向けた今後の取組

～スマート、スムーズ、スピーディな国税の納付を目指して～

## 現状と課題

- 国税の納付については、現状、全体の4分の3が金融機関や税務署の窓口で行われている。
- 納税者の利便性を向上させるとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、キャッシュレス納付を推進していく必要。

(参考) 国税の納付件数(手段別内訳:平成30(2018)年度実績)



\*「キャッシュレス納付」とは、現金(紙幣・硬貨)を使用しない納付方法を意味し、振替納税・ダイレクト納付・電子納税・クレジットカード納付の合計を指す。

## 中長期的な目標

納税者が税務署等の窓口に行くことなく、自宅や事業所で、スマート、スムーズ、スピーディに、納付できる姿  
⇒ **令和7(2025)年度までにキャッシュレス納付比率4割程度**を目指す



## 具体的な取組

### 利用勧奨、広報・周知

- ・官民連携による周知強化
- ・関係団体等と協力したダイレクト納付利用の働きかけ(注)

### 既存の納付手段の改善

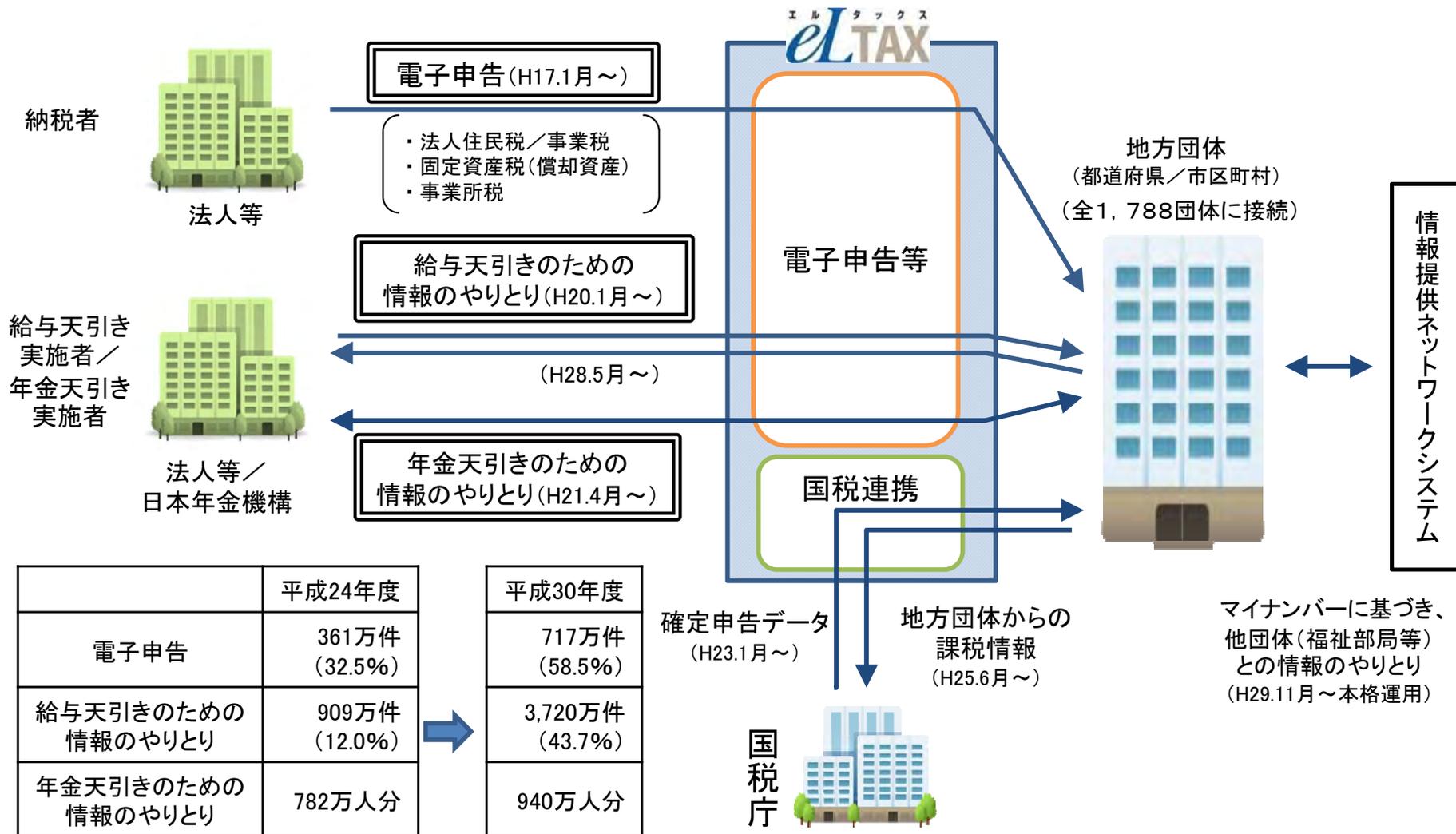
- ・ダイレクト納付及び振替納税の届出の電子化

### 新たな納付手段の提供(多様化)

- (技術動向の今後の動向を見据えた)
- ・新たな決済手段の活用

(注) 地方税共通納税システムが導入予定(令和元(2019)年10月～)。

- eLTAXは、地方税の電子申告及び国税連携のためのシステム。eLTAXが担う役割は順次拡大し、「地方税の電子化」の基盤となっている。
- ※ e-Tax(国税の電子申告のためのシステム)は国税庁が管理・運営
- 平成31年4月1日からは、地方税法に基づきすべての地方団体が共同して運営する組織として設立された地方税共同機構がeLTAXの運営主体となる。



- 法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、またその従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが、もともと高い。
- eLTAXによる電子申告は、平成16年度の運用開始後、平成25年には全団体が利用することとなった。  
令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となることから、法人の事務負担は大きく軽減される見込み。

※ 当面の対象税目：法人事業税・住民税、個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）、事業所税

## 概要

### <企業による納税>

#### ■ 地方法人二税等

申告件数：約431万件（法人市町村民税の場合）

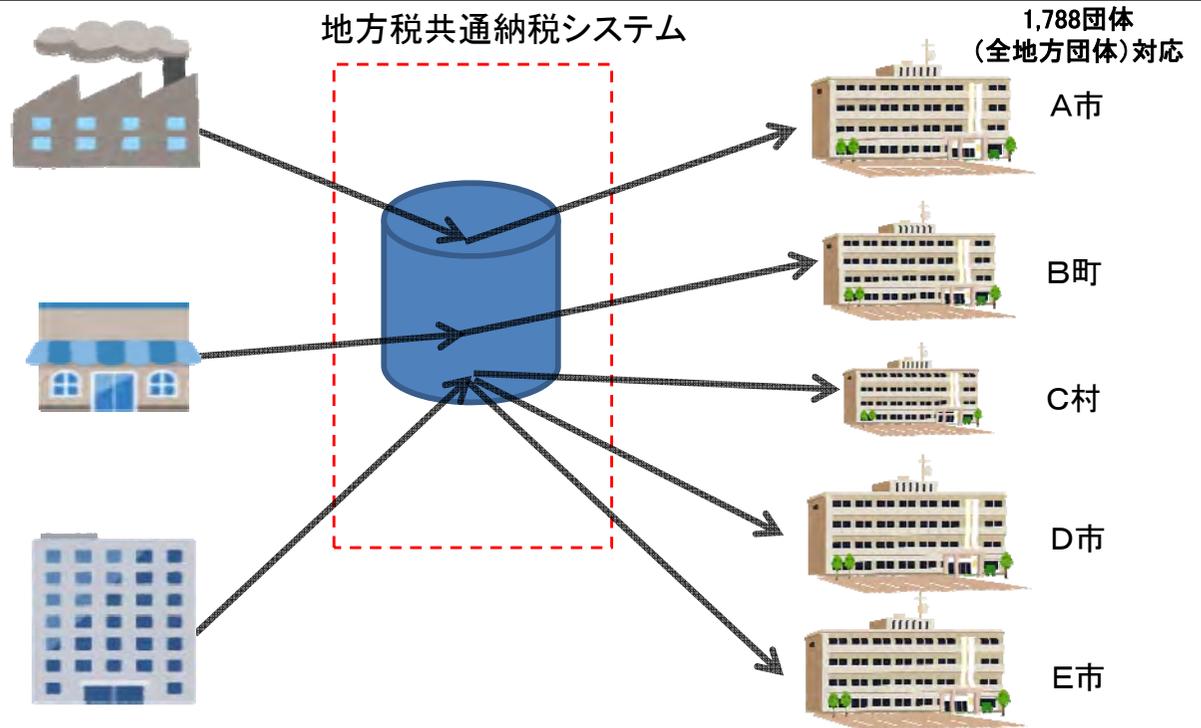
#### ■ 個人住民税（給与所得に係る特別徴収）

納税義務者数：約4,183万人

※支払回数：年12回

#### ■ 事業所税

申告件数：約12万件



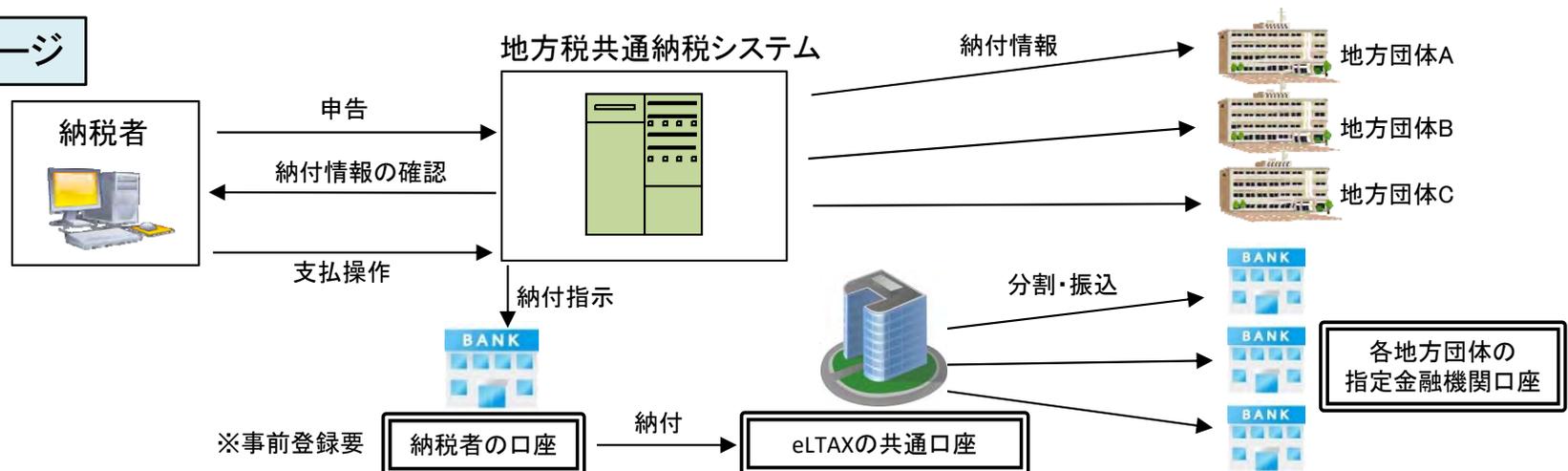
※ eLTAX（地方税のポータルシステム）が安全かつ安定的に運営されるよう、eLTAXの運営主体について、以下のとおり措置。

1. eLTAXの運営主体について、地方税法に基づきすべての地方団体が共同して運営する組織（地方共同法人）として、平成31年4月1日に地方税共同機構が設立。
2. 意思決定機関である代表者会議は、知事会、市長会、町村会が任命する地方代表者3名及び学識経験者3名で構成され、地方税共同機構の予算及び事業計画は大臣への事後的な届出が必要。
3. eLTAXの適正な運営のために必要な総務大臣による報告・立入検査、違法行為等の是正要求、命令を規定。
4. eLTAXの運営主体の役職員に対し、秘密保持義務を規定。

## 主な導入メリット

<p>納税者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象税目について、令和元年10月から、すべての地方団体に対して電子納税可能に。</li> <li>複数の地方団体への多数の納付についても、その合計金額をeLTAX共通口座に1回送金するのみで納付が可能に。</li> <li>ダイレクト納付※についても、対応。(インターネットバンキングにおける振込権限を税理士等に任せることについて、躊躇しがちな法人の利用拡大に繋がると期待)</li> <li>ダイレクト納付・インターネットバンキングによる振込のいずれにおいても、<u>自社の取引金融機関口座(納付先地方団体の収納代理金融機関等に限らない)から直接納付が可能に。</u></li> </ul> <p>※ ダイレクト納付とは、納税者が予め金融機関口座を登録した上で、eLTAX上での電子申告等に基づく納付情報を用いて、登録口座からの振替による電子納税ができる方式</p>
<p>地方団体及び指定金融機関・収納代理金融機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口来訪者の減少による、窓口業務の負担軽減。</li> <li>領収済通知書のパンチ入力作業の減少。</li> <li>1件あたりの収納手数料は納付先団体数に関わらず定額であるため、地方団体が負担する手数料負担は減少。</li> <li>納付書の印刷費・封入作業・郵送費の減少。</li> </ul>

## ダイレクト納付のイメージ



- 従来から行われてきた口座振替に加えて、コンビニ納税(平成15年度)、クレジットカード納付(平成18年度)など累次の制度改正により、収納手段は多様化しており、特に、個人向けの利便性は向上。
  - ※ 例えば、コンビニ納税には、平成29年度時点で、全ての都道府県、7割弱の市町村が対応している。
- 個人向け税目については、ICTによる収納手段の多様化によって、個人が様々な方法で納税できる環境を構築することが重要。個人を取り巻くICT環境の変化に対応し、また、普及が進んでいるスマートフォンやタブレット型端末を活用していくことが見込まれ、更なる収納手段の多様化を推進。

### <平成29年度における収納手段の状況>

		口座振替	コンビニ収納	クレジットカード納付	ペイジー(MPN)
都道府県	対応団体	47団体	47団体	40団体	31団体
	利用件数	784万件	2,159万件	154万件	773万件
	利用件数における平成24年度との比較	1.1倍	1.32倍	6.42倍	1.43倍
市区町村	対応団体	1,736団体	1,179団体	196団体	67団体
	利用件数	1億2,630万件	7,890万件	54万件	275万件
	利用件数における平成24年度との比較	1.06倍	1.63倍	9倍	2.59倍

※ ペイジーによる納付とは、収納機関と金融機関を共同のネットワークで結ぶ『マルチペイメントネットワーク(MPN)』を活用して、パソコンやスマートフォンや携帯電話、ATMから支払うことができるサービスをいう。

# 経済取引の国際化・多様化を踏まえた 適正・公平な課税の実現

(令和元年8月21日専門家会合 財務省・国税庁資料抜粋)

# 適正申告を担保するための仕組み（税務調査の流れと関連する主な制度）

## <税務調査の流れ(大まかなイメージ)>

## <関連する主な制度>

① 納税者による確定申告  
(無申告の場合もあり)

- ・ 記帳及び帳簿書類の保存義務
- ・ 独立企業間価格の算定に必要な資料の作成・保存義務
- ・ 申告義務

② 税務当局による各種情報の分析  
⇒ 調査対象者を選定

- ・ 法人税申告書別表(国外関連者に関する明細書等)
- ・ 納税者本人が提出する法定調書(国外財産調書(平成26年)等)
- ・ 第三者が提出する法定調書(国外送金等調書(平成10年)等)
- ・ 共通報告基準(CRS)に基づく非居住者の金融口座情報の自動的情報交換(平成30年)
- ・ 税務当局による事業者等への情報照会(令和2年)

③ 税務当局による税務調査の実施

- ・ 税務職員の質問検査権(対本人／対取引相手等)
- ・ 租税条約等に基づく外国税務当局への情報交換要請

④ 納税者による修正申告、  
税務当局による更正・決定

- ・ 税務当局による更正・決定(期間制限あり)

⑤ 加算税、延滞税の課税

- ・ 過少申告加算税(本税の10%)、無申告加算税(15%)等
- ・ 重加算税(隠蔽・仮装による過少申告35%、同無申告40%)
- ・ 延滞税(令和元年年分8.9%)

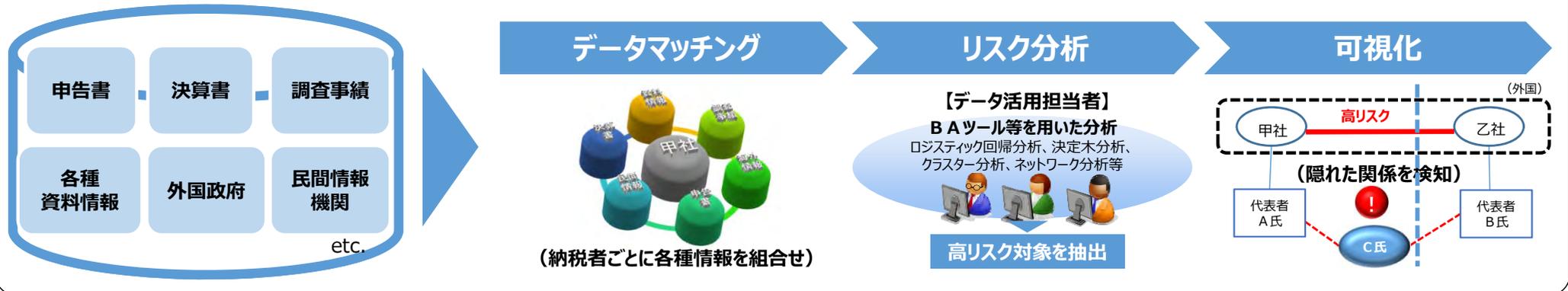
※加算税等の割合は各種加減算あり(上記は基本的な率)。

# 調査・徴収の効率化・高度化のイメージ

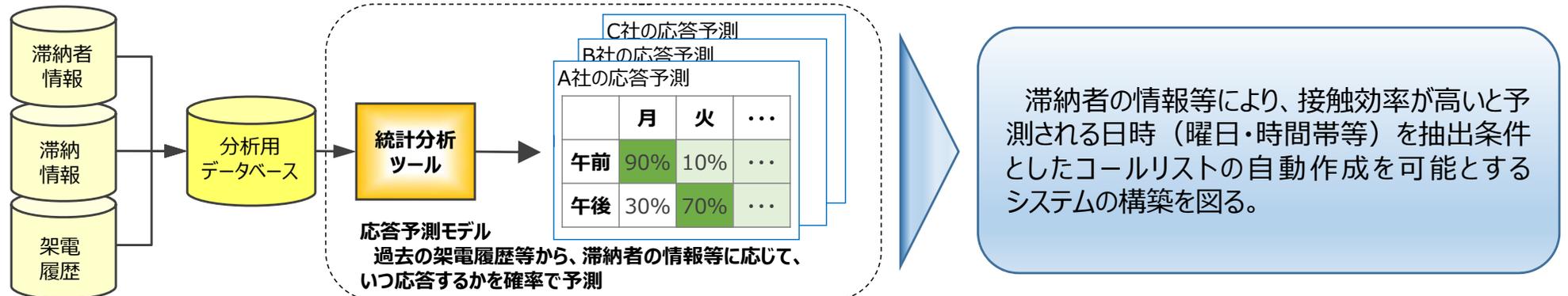
## 【取組例⑧】データ活用による事務の効率化・高度化に向けた取組

国税庁及び国税局にデータ活用を担当する職員を置き、次のような取組を推進。

これまでの申告内容や調査事績、法定・法定外資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報など、膨大な情報リソースを、BAツール※等を用いて、加工・分析を行い有機的なつながりやデータ間の関連性を把握することにより、高リスク対象を抽出。調査選定等の事務を効率化・高度化。



滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析して応答予測モデルを構築。応答予測に基づき作成した効果的なコールリストにより、接触効率の向上を図ることで電話催告事務を効率化・高度化。



※ BA（Business Analytics）ツール：統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール。

# 情報収集の拡大

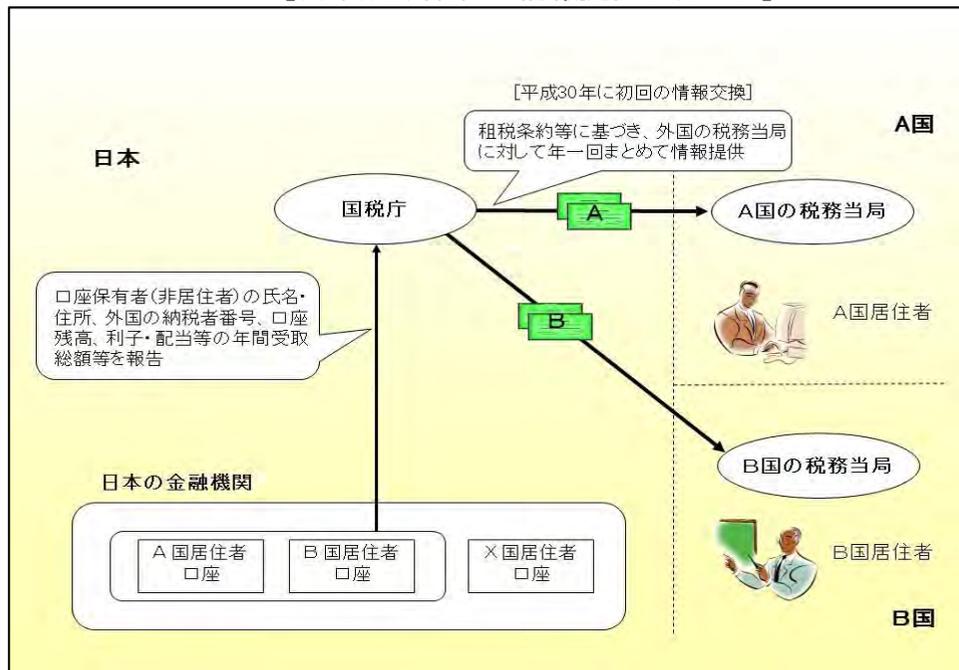
## 【取組例⑨】CRS<sup>※</sup>に基づく非居住者金融口座情報（CRS情報）の自動的情報交換による情報の拡充

- 各国の税務当局は、自国に所在する金融機関から非居住者が保有する金融口座情報の報告を受け、租税条約等の情報交換規定に基づき、その非居住者の居住地国の税務当局に対し、その情報を自動的に提供する。

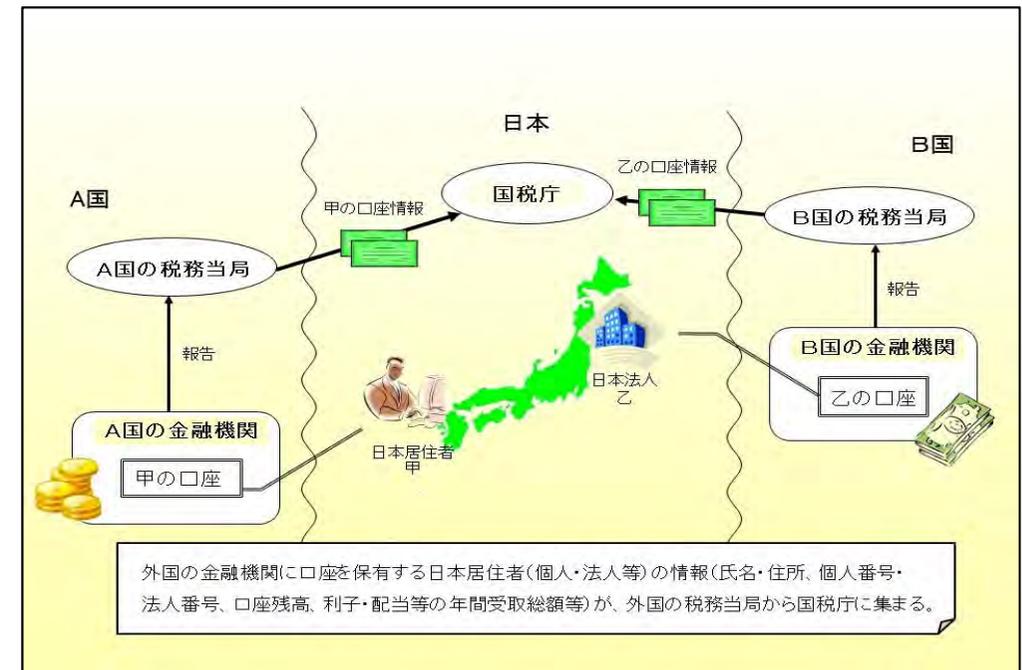
### ◀日本の対応▶

- 平成27年度税制改正において、金融機関による非居住者の口座情報の報告制度を整備（平成29年1月施行）。
- 国税庁は、平成30年以後、毎年4月末までに国内に所在する金融機関から報告を受け、その年の9月末までに外国の税務当局に対し情報提供を行うとともに、外国の税務当局から、その国の金融機関に日本の居住者が保有する金融口座に関する情報の提供を受ける。

[日本から外国への情報提供のイメージ]



[外国から日本への情報提供のイメージ]



※ CRS: 経済協力開発機構(OECD)が策定した非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準であるCommon Reporting Standardの略。

# 情報収集の拡大

## 【取組例⑩】情報照会手続の整備

暗号資産（仮想通貨）取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、令和元年度税制改正において、現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会（協力要請）について法令の規定が整備されるとともに、高額・悪質な無申告者等を特定するための情報について、国税当局が事業者等に報告を求める仕組みが整備されました（令和2年1月1日以後に行う協力要請や報告の求めについて適用）。

### (1) 事業者等への協力要請

現行実務上行っている事業者等に対する任意の照会について、税法上、国税当局が事業者等に対して協力を求めることができる旨が明確化。

### (2) 事業者等への報告の求め

高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形による情報照会を行うことができる規定が整備されたもの。なお、事業者等に対して照会できる場合及び照会情報は限定されており、事業者等による不服申立て等も可能。

#### 【照会できる場合】以下の全てを満たすこと

- 他の方法による照会情報の収集が困難であること（※ 法定調査や協力要請等により対象情報が入手できる場合は対象外）
- 申告漏れの可能性が相当程度認められること（以下の①～③のいずれかに該当する場合）
  - ① 多額の所得（年間1,000万円超）を生じうる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められた場合
  - ② 特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
  - ③ 不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合
- 求める情報の範囲や回答期限の設定に当たっては、相手方の事務負担に十分に配慮すること

#### 【照会主体】

- 事業者等の所在地の所轄国税局長（※ 照会しようとする場合には、あらかじめ、国税庁長官の承認を受けなければならない。）

#### 【照会方法】

- 60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日までに書面による報告を求める

#### 【照会情報】

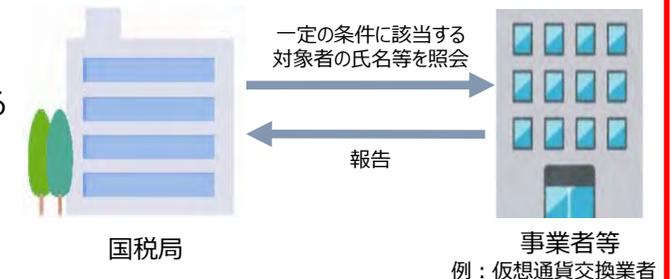
- 対象者の氏名（又は名称）、住所（又は居所）、番号（個人/法人）（※ いずれも保有している限度で対象とする。）

#### 【不服申立て等】

- 不服申立てや取消訴訟の対象として位置付け（※ 国税通則法上「処分」として位置付け）

#### 【担保措置】

- 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



# 複雑困難事案への対応（新しい経済取引への対応等）

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保を目指します。

## 新分野の経済活動・取引例

(主な特徴・傾向)

- ①広域的・国際的取引が容易
- ②足が速い
- ③取引の実態が分かりにくい
- ④申告手続等に馴染みのない方の参入が容易



デジタルコンテンツ



ネット通販・ネットオークション



暗号資産（仮想通貨）



ネット広告（アフィリエイト等）



シェアリングビジネス・サービス

## 適正申告のための環境作り

### 国税庁ホームページを通じた情報発信



(掲載内容の例)

- ・確定申告等の税務手続
- ・取引に関する課税上の取扱い

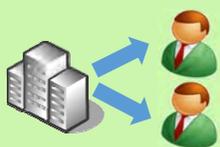
### 納税者利便の向上



(令和元年開始の取組例)

- ・スマホ専用画面で申告書作成
- ・QRコードを利用したコンビニ納付
- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標。

### 仲介事業者・業界団体を通じた適正申告の呼びかけ



(取組例)

- ・業界団体から会員各社(仲介事業者)へ呼びかけ
- ・仲介事業者から利用者へ呼びかけ

## 情報収集・分析の充実

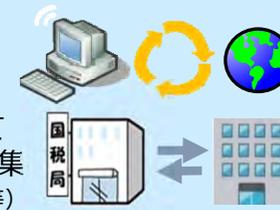
### プロジェクトチームの設置



- ・全国税局・事務所に設置
- ・関係部署の職員で構成

公開情報から効率的に収集  
(インターネット等)

法的枠組みも利用して  
非公開の有用情報を収集  
(法定調書、情報照会手続等)



各種情報を組み合わせて  
課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握

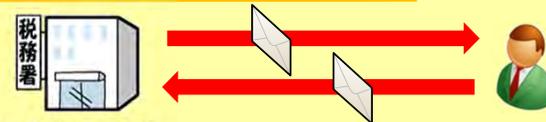


↓ 自発的な適正申告の履行を呼びかける必要のある納税者

↓ 大口・悪質な申告漏れ等が見込まれる納税者

## 行政指導の実施

### 取引の有無・内容を確認（お尋ね）



自主的な申告内容の見直し・申告の必要性の確認を要請（見直し・確認）



※効果的・効率的な実施のため担当部署の設置も検討

## 厳正な調査の実施

### プラットフォーム等からの証拠収集・事実認定



反面調査 外国当局への情報提供要請

### ICT事案特有の証拠隠しにも対応



(例) デジタル・フォレンジックの活用

# 専門家会合でいただいた主なご意見

# 専門家会合でいただいた主なご意見

## 1 税務関係手続の電子化

- 日頃の記帳や書類の保存から確定申告に至るまで、紙ベースで行っているとどうしても転記ミスや書類紛失のリスクが生じる。その管理や是正のために社会全体として大きなコストを要しているというのが現状だが、電子的に授受された請求書等のデータがそのまま帳簿データに反映され、更にそのデータを活用して電子申告を行うことができれば、納税者の利便性が向上するだけでなく、正確な記帳や申告の実現にもつながる。そうした観点から、税務関係業務の電子化について、官民が協働して推進すべき。
- マイナポータルやスマートフォンを活用した確定申告・年末調整手続の電子化についても同様に、利便性の向上だけでなく、計算誤りのない申告を可能とするもの。企業の生産性向上や行政の効率化にもつながるものであることから、具体的な工程を示しつつ、官民が協働して推進すべき。
- マイナポータルを活用した電子申告をはじめ、税務関係手続の電子化を推進していくためには、ユーザーである国民に、その利点をよく理解してもらうことが重要であるため、その周知・広報に努めるべき。
- 控除関係書類のデータをマイナポータルを介して自動転記するという仕組みについては、確定申告だけでなく、年末調整において従業員が提出する保険料控除申告書等の作成にも活用が可能。マイナポータルを活用した年末調整についても具体的な検討を進めてはどうか。また、将来的には給与収入の情報についても、マイナポータルを介して入手されることが重要だが、その具体的な仕組みを検討すべきではないか。
- 諸外国では確定申告に必要な控除証明書等の情報が税務当局に一元的に集約され、納税者に提供される例が多いが、我が国では納税者がマイナポータルを経由して一括入手するという分散的な仕組みを指向していると整理できるのではないか。

# 専門家会合でいただいた主なご意見

## 1 税務関係手続の電子化（続き）

- マイナポータルを活用した確定申告や年末調整の実現のためには、その前提として、マイナンバーカードやマイナポータルの普及が進んでいることが必要。確定申告・年末調整の簡便化を掘りどころに、それらの普及を促進するということも考えられるのではないか。
- 国税の納付については、オンラインやクレジットカードで行うことが可能であるにもかかわらず、金融機関の窓口へ赴いて行っている件数が全体の7割となっている。納付のキャッシュレス化は、納税者利便の向上だけでなく、金融機関や税務当局の業務の効率化にもつながることから、納税者がキャッシュレス納付を利用しない理由を分析した上、それに応じた対応策を検討した方が良いのではないか。
- 振替納税は利便性が高い一方で、その利用開始申請には印鑑が必要であるが、銀行の届出印を覚えておらず、利用のハードルになっているケースがある。また、納税地を異動した際、転出先の管轄税務署への振替依頼書の提出を失念し、振替納税がなされず滞納になる場合もある。預貯金口座に紐づけられたマイナンバーの利活用により、こうした課題に対処することができるのではないか。
- 令和5年（2023年）10月以降の適格請求書等保存方式（インボイス方式）の導入を見据え、企業のコンプライアンスコストを軽減するとともに、正確な記帳や申告を実現する観点から、電子的な請求書等の授受を普及促進すべき。
- 帳簿や関係書類の保存については、紙ベースよりも電子データのまま行う方が、企業にとって業務の効率化につながることは明らかだが、タイムスタンプの付与には費用がかかるため、電子帳簿等保存制度の利用が普及していないという面がある。ICT化の進展を踏まえ、クラウド上でのデータの授受など多様な手段によりデータの適正性を確保できるのであれば、そうした手段を認めることも含め、制度の見直しを検討すべき。

## 専門家会合でいただいた主なご意見

### 1 税務関係手続の電子化（続き）

- 電子帳簿等保存制度は、データでの保存を認めるとの規制緩和の観点から導入されたが、その見直しに際しては、データの適正性の確保や効率的な税務調査の実施のためのデータ保存の在り方といった点も考慮する必要があるのではないか。
- 1,700を超える地方団体で様式が異なっており、社会全体の手続コストがかかっているのが実情。そうした中で、地方税の手続の電子化は結果的に様式の統一化になり、手続コストを下げていくという点にも留意する必要。
- 地方税共同機構が設立され、地方税共通納税システムが開始されることをはじめとして、全国統一で新たな取組を進めると、個々の地方団体のシステムにも少なからず影響がある。新たな取組をする際には、地方団体のシステム改修費用を念頭に置いて、地方団体向けに情報を早期に出すなど、計画的な対応が必要ではないか。

# 専門家会合でいただいた主なご意見

## 2 適正・公平な課税の実現

- 経済取引の多様化や国際化が進む中、税務当局による把握が難しいことを奇貨として、適正な申告・納税を行わない納税者がいるのは問題。誠実に申告・納税を行っている納税者が不公平感を抱くことのないよう、適正な申告をしていない者に対しては厳正な対応が必要。
- 税務当局のマンパワーが限られている中、経済社会の変化に的確に対応し、真に必要性の高い分野に対して効率的に税務調査を行うためにはデータの活用が不可欠であるため、そうした観点から体制の整備や人材の育成に努めるべき。
- 適正な課税を実現するための税務当局による情報収集について、既存の権限や行政指導で限界があるのであれば、新たな枠組みについても検討すべき。
- 税務調査に対する納税者の協力を促す観点から、ドイツのように一般的な協力義務に関する法規定を設けるといことも考えられるが、国ごとに法体系や社会状況が異なるという点に留意が必要。
- 執行管轄権の制約上、税務当局が、国外事業者の保有する情報を入手することについて困難が生じているのであれば、国内の関連する事業者に対してその入手を求めるということも考えられる。その際、求める情報の範囲については、当該国内の事業者が当該国外の情報にアクセスし得るかどうかという点も考慮して検討することが重要。また、納税者や第三者事業者の権利保護や事務負担の抑制にも配慮する必要。
- 納税者に特定の資料の入手や保存を義務付けたり、行政命令によりその提出を求めるということも考えられるが、その実効性を担保するための方策についても検討が必要。現行の質問検査権と同様、罰則による間接強制という方法もあれば、行政上の制裁により経済的なディスインセンティブを与えるという方法もある。

## 専門家会合でいただいた主なご意見

### 2 適正・公平な課税の実現（続き）

- 課税関係の判断のために必要な情報を納税者が開示しないというような場合、罰則による間接強制では効果に限界があるため、推計課税の仕組みを設けるなど実体法面での検討も必要。
- 課税処分の立証責任が課税庁にある中、税務調査における事実関係の把握は重要。納税者が必要な情報を開示しない場合、立証責任を転換することや課税庁側の立証の程度を緩和することなどについても検討してはどうか。
- 現行制度上、納税義務違反を抑止し、その是正を図るための仕組みとして、税務当局による更正・決定権限や加算税や延滞税などがあるが、経済社会の複雑化に伴い税務調査の困難性も増している中、更正・決定の期間制限も含め、これらの制度の在り方について体系的に見直すことも必要ではないか。
- 国税だけでなく地方税の手続の電子化を進める上で、納税者の利便性向上、地方団体の業務効率化・省力化に加え、適正な課税の確保の視点を持ちつつ、検討することが必要ではないか。
- B E P S 行動計画にも掲げられているタックス・プランニングの義務的開示制度（MDR）について、は、周辺環境の整備も含め、計画的に検討を進めるべきではないか。

## 納税環境整備に関する専門家会合

### ○税制調査会委員・特別委員

座長	岡村 忠生	京都大学教授法学系（大学院法学研究科）
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
	小幡 純子	上智大学教授・法学部長
	神津 信一	税理士
	田近 栄治	成城大学経済学部特任教授
	土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
	沼尾 波子	東洋大学国際学部教授

### ○外部有識者

	齋藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	佐藤 英明	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

### <開催実績>

第1回	平成30年10月24日（水）
第2回	平成30年10月29日（月）
第3回	平成30年11月 5日（月）
第4回	令和元年 8月21日（水）